



原告170

欠番

原告171

1. 認定事実

原告171は、昭和55年に福岡市で出生した。

原告171の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の福岡県の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

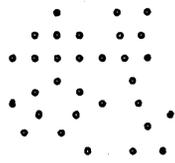
原告171は、本件人物一覧の「部落解放同盟福岡県連合会役員」の欄に氏名、役職名及び住所（ただし番地以下の記載がないもの）を掲載された。

(甲261, 344)

2. 判断

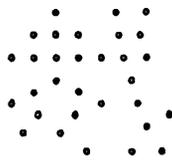
(1) 上記認定によれば、原告171は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。他方、証拠（乙478）によれば、原告171は自らが原告解放同盟に所属している事実を明らかにして、原告解放同盟の関係者以外の者も対象とした講演活動を少なくとも1回行い、その活動がインターネット上に掲載されたと認められるが、ホームページの下部の階層に掲載されているなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告170の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「福岡県」の欄の公表により、原告171のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。

(2) 上記認定によれば、原告171は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。一方、住所は番地以下の記載を欠く不正確なものであり、その同一性が認めら



れないため、これが公開されてもプライバシーが侵害されるとは認められない。

- (3) 前記(1), (2)の違法なプライバシー侵害により、原告171の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告171が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると2万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は2000円と認めるのが相当である。



原告172

1 認定事実

原告172は、昭和34年に福岡市で出生した。

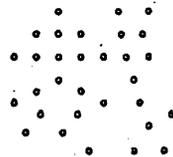
原告172の現住所は、本件地域一覧の福岡県の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

原告172は、本件人物一覧の「部落解放同盟福岡県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号を掲載された。

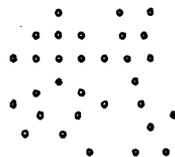
(甲262, 344)

2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告172は、その現住所が本件地域にある。他方、証拠(乙298, 385, 479)によれば、原告172は自らが原告解放同盟に所属している事実を明らかにして、原告解放同盟の関係者以外の者も対象とした講演活動を少なくとも2回行い、その活動がインターネット上に掲載されたと認められるが、講師等として多数の者の氏名や肩書が羅列されていることやホームページの下部の階層に掲載されていることなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告172の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「福岡県」の欄の公表により、原告172のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 上記認定によれば、原告172は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名、住所及び電話番号を公開されたため、プライバシー侵害を理由とした損害賠償請求権を有する。
- (3) 前記(1), (2)の違法なプライバシー侵害により、原告172の被った損害を回復するための慰謝料は、原告172が原告解放同盟に所属していることが既に



インターネット上に掲載されていたことも考慮すると3万円とするのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は3000円と認めるのが相当である。



原告173

1 認定事実

原告173は、昭和57年に福岡市で出生した。

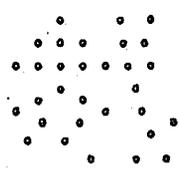
原告173の戸籍に従前戸籍として記載のある地名は、本件地域一覧の福岡県の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

原告173は、本件人物一覧の「部落解放同盟福岡県連合会役員」の欄に氏名、役職名、旧姓及び生年を掲載されるとともに、「福岡市の被差別部落の生まれ」とも記載された。

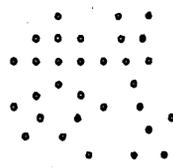
(甲263, 344)

2 判断

- (1) 原告173の現住所又は現本籍が本件地域にあることを認めるに足りる証拠はないので、本件地域一覧の公表によりプライバシーが侵害されたとは認められない。
- (2) 上記認定のとおり、原告173は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名を公開された。しかし、証拠(乙480, 645)によれば、原告173は自らが原告解放同盟に所属していることを明らかにして原告解放同盟の関係者以外の者も対象とした講演活動を少なくとも1回行い、その活動がインターネット上に掲載された上、自らが部落出身であることを明らかにしたドキュメンタリー映像を収録したDVDをインターネット上で販売していたと認められ、これにより原告173が原告解放同盟に所属していることは既に一般に広く知られていると推認される。そうすると、本件人物一覧の公開によっても、上記の点についてプライバシーが侵害されたとは認められない。また、原告173はインターネット上で旧姓を明らかにしているから(乙645)、この点もプライバシーが侵害されたとは認められない。そして、「福岡市の被差別部落の生まれ」という点も、「福岡市」という出生地の都市名それ自体は直ちに他人にみだりに知られたくないプライバシー情報に当たるとはいえないし、「被差別



部落の生まれ」という点も、既にインターネット上明らかにされているから(乙
645)、プライバシーが侵害されたとは認められない。



原告 174

1 認定事実

原告 174 は、昭和 4 年に福岡県古賀市で出生した。

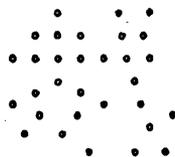
原告 174 の前住所は、本件地域一覧の福岡県の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

原告 174 は、本件人物一覧の「部落解放同盟福岡県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号を掲載された。

(甲 264, 344)

2 判断

- (1) 原告 174 の現住所又は現本籍が本件地域にあることを認めるに足りる証拠はないので、本件地域一覧の公表によりプライバシーが侵害されたとは認められない。
- (2) 上記認定によれば、原告 174 は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名、住所及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。これに対し、証拠(乙 481)によれば、原告 174 が原告解放同盟に所属していることはインターネット上に掲載されていることが認められるが、ホームページの下部の階層に掲載されていることなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められないから、上記の認定判断は左右されるものではない。
- (3) 前記(2)の違法なプライバシー侵害により、原告 174 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告 174 が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると 2 万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は 2000 円と認めるのが相当である。



原告175

1 認定事実

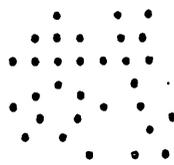
原告175は、昭和35年に福岡県北九州市で出生した。

原告175は、本件人物一覧の「部落解放同盟福岡県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）及び電話番号を掲載された。

(甲265)

2 判断

- (1) 原告175の現住所又は現本籍が本件地域にあることを認めるに足りる証拠はないので、本件地域一覧の公表によりプライバシーが侵害されたとは認められない。
- (2) 上記認定によれば、原告175は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。これに対し、証拠(乙482)によれば、原告175は自らが原告解放同盟に所属している事実を明らかにして、原告解放同盟の関係者以外の者も対象とした講演活動を少なくとも1回行い、その活動がインターネット上に掲載されたと認められるが、第三者の開設したブログの特定の日の記載であることなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められないから、上記の認定判断を左右するものではない。
- (3) 前記(2)の違法なプライバシー侵害により、原告175の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告175が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると1万5000円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は1500円と認めるのが相当である。



原告176

1 認定事実

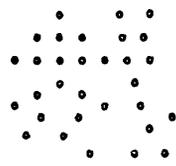
原告176は、昭和40年に福岡県小都市で出生した。

原告176は、本件人物一覧の「部落解放同盟福岡県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）、電話番号、勤務先（役職を含む）及び生年月日を掲載された。

(甲266)

2 判断

- (1) 原告176の現住所又は現本籍が本件地域にあることを認めるに足りる証拠はないので、本件地域一覧の公表によりプライバシーが侵害されたとは認められない。
- (2) 上記認定によれば、原告176は、本件人物一覧に電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。一方、証拠（乙483）によれば、原告176が原告解放同盟に所属していること、生年月日及び勤務先はウィキペディアに掲載されていることが認められ、既に一般に広く知られていると推認されるから、これらが公開されたことによりプライバシーが侵害されたとは認められない。
- (3) 前記(2)の違法なプライバシー侵害により、原告176の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は5000円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は500円と認めるのが相当である。



原告177

1 認定事実

原告177は、昭和18年に福岡県で出生し、平成10年から現在まで原告解放同盟中央委員会執行委員長を務めている。

原告177の現本籍は、本件地域一覧の福岡県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

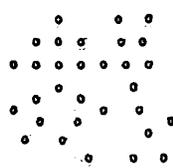
原告177は、本件人物一覧の「部落解放同盟中央本部役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）、電話番号、勤務先（役職を含む）及び生年月日を、「部落解放同盟福岡県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）及び生年月日を掲載された。

(甲2, 344, 372)

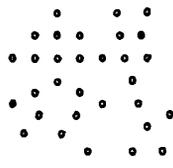
2 判断

(1) 上記認定によれば、原告177は、その現本籍が本件地域にある。しかし、証拠(乙298, 381, 385, 388, 457, 661)によれば、原告177が原告解放同盟に所属していることはウィキペディアに掲載されており、さらに自らこれを明らかにして継続的に講演活動を行い、その活動内容がインターネット上に掲載されていたと認められ、このことは既に一般に広く知られていると推認される。これに原告解放同盟の組織構成(前提事実(1)ア)を併せると、原告177の現本籍が本件地域にあることも一般に広く知られていると推認されるから、本件地域一覧の公表により、プライバシーが侵害されたとは認められない。

(2) 上記認定によれば、原告177は、本件人物一覧に電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。一方、原告177が原告解放同盟に所属していること、勤務先及び生年月日は、ウィキペディアに掲載されており(乙661)、既に一般に広く知られていると認められるから、これらが公開されたことによりプライバシーが侵害されたとは認められない。



(3) 前記(2)の違法なプライバシー侵害により、原告177の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は5000円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は500円と認めるのが相当である。



原告178

1 認定事実

原告178は、昭和33年に福岡県北九州市で出生した。

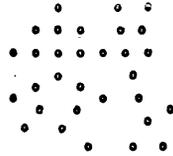
原告178の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の福岡県の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

原告178は、本件人物一覧の「部落解放同盟福岡県連合会役員」の欄に氏名及び役職名を掲載された。

(甲267, 344)

2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告178は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。他方、証拠(乙484)によれば、原告178が原告解放同盟に所属していることはインターネット上に掲載されていることが認められるが、ホームページの下部の階層に掲載されていることなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告178の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「福岡県」の欄の公表により、原告178のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 上記認定によれば、原告178は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (3) 前記(1)、(2)の違法なプライバシー侵害により、原告178の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告178が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると2万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は2000円と認めるのが相当である。



原告179

1 認定事実

原告179は、昭和24年に福岡県宮若市（現在の地名）で出生した。

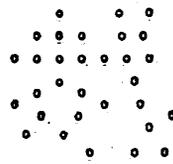
原告179の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の福岡県の欄にある特定の地域における「部落所在地」欄に記載されており、その「現在地」欄にある地名の一部としても記載されている。

原告179は、本件人物一覧の「部落解放同盟福岡県連合会役員」の欄に氏名、役職名（ただし従前のもの）、住所（ただし誤っているもの）及び電話番号を掲載された。

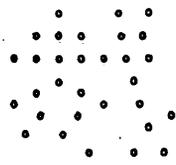
（甲268，344）

2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告179は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。他方、証拠（乙746）によれば、原告179が原告解放同盟に所属していることはインターネット上に掲載されていることが認められるが、ホームページの下部の階層に掲載されているなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告179の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「福岡県」の欄の公表により、原告179のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 上記認定によれば、原告179は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる（役職名は従前のものであるが、原告解放同盟に所属していた事実としては異なるものではないので、上記の認定判断を左右するものではない。）。
- (3) 前記(1)、(2)の違法なプライバシー侵害により、原告179の被った精神的苦



痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告179が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると2万5000円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は2500円と認めるのが相当である。



原告180

1 認定事実

原告180は、昭和26年に福岡県中間市にて出生し、現在は原告解放同盟中間市協議会副委員長及び中間市議会議員を務めている。

原告180の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の福岡県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

原告180は、本件人物一覧の「部落解放同盟福岡県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし市までの記載しかないもの）及び電話番号を掲載された。

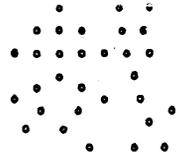
(甲269, 344)

2 判断

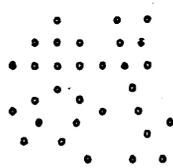
(1) 上記認定によれば、原告180は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。

他方、証拠(乙663)によれば、原告180が、平成15年5月7日開催の中間市議会において、自ら原告解放同盟に所属していることを述べており、それが同市議会会議録に掲載されていることが認められる。しかし、この会議録がインターネット上で公開されているとしても、15年以上前の議事録の自己紹介に関する部分を確認する者はごく限られるものと推認されるから、このことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告180の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「福岡県」の欄の公表により、原告180のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。

(2) 上記認定によれば、原告180は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。なお、住所の記載は市までしかなく不正確であり同一性にも欠けるので、これが公開されてもプライバシーが侵害されたとは認められない。



(3) 前記(1), (2)の違法なプライバシー侵害により, 原告180の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は, 原告180が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると2万5000円と認めるのが相当である。そして, 上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は2500円と認めるのが相当である。



原告181

1 認定事実

原告181は、昭和14年に福岡県小郡市にて出生した。

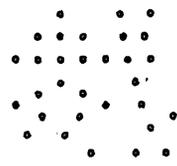
原告181の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の福岡県の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

原告181は、本件人物一覧の「部落解放同盟福岡県連合会役員」の欄に氏名及び役職名を掲載された。

(甲270, 344)

2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告181は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。他方、証拠(乙485, 664)によれば、原告181が原告解放同盟に所属していることはインターネット上に掲載されていることが認められるが、ホームページの下部の階層に掲載されているなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告181の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「福岡県」の欄の公表により、原告181のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 上記認定によれば、原告181は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (3) 前記(1), (2)の違法なプライバシー侵害により、原告181の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告181が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると2万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は2000円と認めるのが相当である。



原告 182

1 認定事実

原告 182 は、昭和 25 年に福岡県北九州市で出生した。

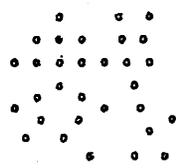
原告 182 の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の福岡県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

原告 182 は、本件人物一覧の「部落解放同盟福岡県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし番地以下の記載がないもの）及び電話番号を掲載された。

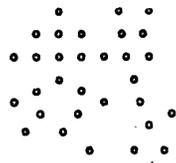
(甲 331, 344)

2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告 182 は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。他方、証拠（乙 536）によれば、原告 182 が原告解放同盟に所属していることはインターネット上に掲載されていることが認められるが、ある市の住宅政策審議会の委員名簿という多数の者の氏名等が記載されているなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告 182 の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「福岡県」の欄の公表により、原告 182 のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 上記認定によれば、原告 182 は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。なお、住所は番地の記載を欠き、同一性を認めることが困難であるから、これが公開されてもプライバシーが侵害されたとは認められない。
- (3) 前記(1), (2)の違法なプライバシー侵害により、原告 182 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告 182 が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると 2 万 5 0



00円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は2500円と認めるのが相当である。



原告183

1 認定事実

原告183は、昭和22年に福岡市で出生した。

原告183の提訴時住所及び現本籍は、本件地域一覧の福岡県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

原告183は、本件人物一覧の「部落解放同盟福岡県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（提訴時のものだが、部屋番号の記載がないもの）及び電話番号を掲載された。

(甲271, 344)

2 判断

(1) 上記認定によれば、原告183は、その提訴時住所及び現本籍が本件地域にある。しかし、証拠（乙384, 400, 486）によれば、原告183は、平成15年4月、原告解放同盟の組織内候補として福岡市議会議員選挙に立候補し当選し、また、自らが原告解放同盟に所属していることを明らかにしてネットニュースのインタビューに応じていることが認められ、これによれば原告183が原告解放同盟に所属していることは一般に広く知られていると推認される。これに原告解放同盟の組織構成（前提事実(1)ア）を併せると、原告183の提訴時住所及び現本籍が本件地域にあることも推認される。したがって、本件地域一覧の公表により、原告183のプライバシーが侵害されたとは認められない。

(2) 上記認定によれば、原告183は、本件人物一覧に住所及び電話番号を公開されたため、プライバシー侵害を理由とした損害賠償請求権を有する（なお、本件人物一覧に掲載された住所には部屋番号の記載がないが、居住する建物の場所を公開されるだけでも自己の私生活を脅かされる不安を惹起するため、このことは上記の判断に影響しない。）。一方、原告解放同盟における役職名は、前記(1)説示のとおり、原告183が原告解放同盟に所属していることが一般に



広く知られていると推認される以上、これが公開されてもプライバシーが侵害されたとは認められない。

- (3) 前記(2)の違法なプライバシー侵害により、原告183の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、1万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は1000円と認めるのが相当である。